

事業主  
の方へ

平成 27 年度  
「東京都非正規労働者雇用環境整備支援事業」企業募集のお知らせ

無料

専門家が 5 回までアドバイス

# パート社員等が働きがいのある 職場づくりをお手伝いします

トライ企業は、パート社員等が働きがいを感ぜられるよう、雇用環境を現状より一歩でも改善しようと積極的に取り組む企業です。コンサルタントの無料派遣により、雇用環境改善に向けた助言や具体的提案を受けられます。また、改善計画を策定し、都による改善計画の認定を受けたトライ企業、レベルアップ企業は、優遇金利による融資の申込を行うことができます。

これから雇用環境を改善しようと  
考えている企業

## トライ企業

支援の内容

- 専門家の派遣(1社5回まで無料)  
(パート社員等の就業規則の点検・  
整備などへのアドバイス)
- 取組を事例集で紹介

すでにトライ企業として  
改善の取組を実施している企業

## レベルアップ企業

支援の内容

- 専門家をさらに派遣(1社3回まで無料)  
(トライ企業で実施した取組の充実)
- 取組を事例集で紹介

今度は、貴方の会社がトライしてみませんか？ Let's Try!



東京都産業労働局

# トライ企業

これから雇用環境の整備をしたいと考えている企業は「**トライ企業**」へご応募ください！  
多くの企業がトライ企業に応募し、パート社員等が働きがいのある職場の実現にチャレンジしています。

「**トライ企業**」になると**専門家の派遣（無料）**が受けられます！

社会保険労務士・中小企業診断士を派遣し、働きがいを感じられる職場づくりに向けた具体的な助言・提案を行います（1社**5**回まで、1回につき2時間以内）。

## 応募資格

- 中小企業基本法に定める中小企業者\*および従業員 300 人以下の社団法人、財団法人等のうち、都内に本社または主たる事業所を置く中小企業等
- 原則として、パート社員等を現に雇用し、雇用環境改善に取り組む中小企業等

## ※中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	▶ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人
卸売業	▶ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人
小売業	▶ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社および個人
サービス業	▶ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人

中小企業の定義は、中小企業基本法第2条において定められています。ただし、この定義は中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

## 専門家派遣の流れ

申込から専門家派遣までは、おおむね1ヶ月ほどです。



## トライ・レベルアップ企業が専門家の助言を受けて取り組んだ例

次のような内容でパート社員等の雇用環境改善にトライ！していただいています。

### 人事制度

職務や能力に応じた人事・任用制度の導入、人事考課制度の導入など

### 賃金制度

職務や能力に応じた賃金制度や昇給制度、賞与・退職金制度の導入など

### 教育訓練制度

正社員と同様の研修の実施、キャリア形成のための研修など

### その他の雇用環境

パート社員等の就業規則や雇用契約書の点検・整備、正社員への転換制度の導入など

# レベルアップ企業

平成25年度までの「トライ企業」で、雇用環境のさらなる改善に取り組む企業を「レベルアップ企業」として支援します。

「レベルアップ企業」になると**専門家の再派遣(無料)**が受けられます！  
トライ企業で実施した取組のフォローやパート社員等のための新しい制度の導入等、取組のレベルアップを支援するため、助言・提案を行います（1社**3**回まで、1回につき2時間以内）。

## 応募資格

●平成18年度～25年度のトライ企業



平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。主な改正のポイントは次のとおりです。

### 1 パートタイム労働者の公正な待遇の確保

- ・正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大（法第9条）
- ・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない（「短時間労働者の待遇の原則（法第8条）」の新設）。

### 2 パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならない（「説明義務（法第14条）」および「相談に対応するための体制整備の義務（法第16条）」の新設等）。また、雇い入れ時に事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事項に「相談窓口」を追加（施行規則第2条）。

### 3 パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表する（法第18条第2項）。

## 応募方法

応募先へ所定の申請書を持参又は郵送してください。

●募集要項・申請書については東京都雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/> をご覧ください。

●応募期間は4月～12月の予定です。



## 応募先・問い合わせ先

### 1 東京都労働相談情報センター

事務所	住所	電話番号	担当地域
飯田橋	千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 9階	03(5211)2248	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、 中野区、杉並区、島しょ
大崎	品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー 2階	03(3495)4872	港区、品川区、目黒区、大田区、 世田谷区
池袋	豊島区東池袋 4-23-9	03(5954)6505	文京区、豊島区、北区、荒川区、 板橋区、練馬区
亀戸	江東区亀戸 2-19-1 カメラプラザ 7階	03(3682)6321	台東区、墨田区、江東区、足立区、 葛飾区、江戸川区
国分寺	国分寺市南町 3-22-10	042(323)8511	立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、 昭島市、小金井市、小平市、東村山市、 国分寺市、国立市、福生市、東大和市、 清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、 あきる野市、西東京市、西多摩郡
八王子	八王子市明神町 3-5-1	042(645)7450	八王子市、府中市、調布市、町田市、 日野市、狛江市、多摩市、稲城市

### 2 東京都 産業労働局 雇用就業部 労働環境課 雇用平等推進係

新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 31階 電話 03(5320)4649〔直通〕

**Q** トライ・レベルアップ企業に申し込んだことで、貴社にはどのようなメリットがありましたか？

- A**
- 非正規から正社員までの全体的な流れを見直していただき、非正規でもこうすれば、又、正社員になってもこうすればと自分の将来像をつかみやすくなり、今後制度が浸透することにより、もっとモチベーションが上がることを期待できる。
  - 労働基準法の重要性がかなり理解できるようになり、就業規則などの整備ができた。
  - 人事・賃金制度のセミナーに参加して知識を得るだけではできなかった制度づくりが、専門家の方の派遣があると、直接相談することによって課題を解決しながら進めていくことができ、また細かい点まで御指導いただけたので、とても有難かった。
  - 専門家と相談しながら就業規則を見直せたので、実態に即していない部分も改善できた。
  - 就業規則（正社員・パート用）だけでなく、各種規定や雇用契約書の整備もでき、企業らしくなってきた。
  - 専門家の方に、さまざまな点について、課題を整理していただきながら、的確なアドバイスをいただくことができたので、大変スムーズに検討することができた。事業所全体で、そういった雇用環境の改善に取り組んでいこうという気持ちが共有できた。



●商工組合中央金庫の優遇融資制度●  
「東京いきいき職場応援ローン」

(株) 商工組合中央金庫広報部 0120-079-366

商工中金の「東京いきいき職場応援ローン」の申込ができます。

- ◆優遇措置：所定利率から0.2%優遇。ただし、貸付期間が5年超の場合は、長期プライムレートを下限。融資条件・必要書類などの詳細は、商工中金にお問い合わせ下さい。
- ◆別途、商工中金による審査があります。

パート社員活用のためのポータルサイト「パート労働ナビゲーション」

<http://manabu.metro.tokyo.jp/part/>

パート労働  
ナビゲーション  
東京都

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

2100  
古紙リサイクル率100%再生紙  
を使用しています。